

発行所

株式会社 FPMシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 簡易課税制度が廃止？

Q : 消費税の簡易課税制度が廃止されるらしいと聞いたのですが、本当でしょうか。

A : まだ決まったわけではありませんが、政府の税制調査会の報告では、「簡易課税制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである」と提言しています。

【解説】

事業者が納める消費税は、売上げにかかる消費税から仕入れにかかる消費税を差し引いて計算します。そして、正しい税額を計算するために、売上げ・仕入れに関する帳簿と請求書・領収書などの書類を保存するよう求められています。

一方、基準期間（前々年）の課税売上高が2億円以下の中小事業者については、事務負担を軽くするために、売上げに一定の「みなし仕入率」をかけて仕入れ金額を計算する事にして、売上げに関する帳簿書類だけを備え付ければよいという制度が設けられました。これが、簡易課税制度です。

しかし、本来の消費税の考え方としては、実際に仕入れにかかった消費税だけを控除する事が望ましいため、抜本的な見直しが検討されているところです。

もし簡易課税制度が廃止されると、仕入れに関する帳簿を備え付け、領収書などの書類とともに保存しなければなりません。そのため、廃止される場合には、おそらく、事業者が帳簿等を準備するための猶予期間が設けられるのではないのでしょうか。

